

# 山口市仮使用承認事務処理要領

## (目的)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の6の規定に基づく仮使用の承認（以下「仮使用承認」という。）の手續に関して、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）並びに建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、その事務処理、審査等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 仮使用の承認審査にあたっては、対象となる工事中の建築物について想定される危険要因を具体的に検討し、個々の危険要因に対応した安全対策が適切に講じられているか否かを建築物の使用状況等を勘案して総合的な見地から判断すること。

2 仮使用承認の申請の際に提出を求める安全計画書は様式第1号によるものとし、工事の内容、建築物の用途、構造、規模等により安全計画書に記載されている事項では十分でないと思われる場合においては、必要に応じて、報告を求めるなど所要の措置を講ずること。

3 仮使用期間が著しく長くなることは、その期間中に工事の状況が変化することが予想され、工事中の建築物の安全の確保が図れないおそれがあるため、仮使用を承認する期間は、工事計画等を勘案し、原則として3年以内で定めること。

4 公共、公益性の強い用途に供される部分を有する建築物にあつては、当該部分の公共、公益性を十分尊重すること。

## (事前指導)

第3条 仮使用承認の申請の事前相談にあたっては、事情を聴取し、使用制限の趣旨を説明するとともに、防火上、安全上、避難上支障がないよう十分指導すること。

なお、増改築等による既存部分はできる限り使用制限の対象にならないよう指導すること。

2 増築等で工事着手と同時に仮使用をしようとする場合は確認申請書と仮使用承認申請書を同時に提出できることとする。

(事務処理)

- 第4条 市長は法第7条の6第1項の規定による仮使用承認の申請書の提出があったときは、申請手数料の額を確かめ、受付欄に必要事項を記入し、仮使用承認台帳(様式第2号)に所定事項を記入の上、建築主事に審査を依頼するものとする。
- 2 建築主事は、必要があるときは法第12条第2項の規定による報告又は法第90条の3による届出を求め、書類の内容を審査し、現場検査を経た後、不備又は欠陥があるときは、当該申請者に是正させ、安全上、防火上、避難上支障がないときは、審査担当者欄に記名、押印し、市長に報告するものとする。
- 3 特定行政庁による仮使用承認にあつては、開発指導課長の決裁を受けた後、仮使用承認通知書に承認番号、年月日を記入し、市長印を押し、若しくは、建築主事による仮使用承認にあつては、仮使用承認通知書に承認番号、年月日を記入し、建築主事印を押し、仮使用承認台帳を整理の上、申請者に通知するものとする。
- 4 前項の規定に基づく承認を行わない場合は、特定行政庁による仮使用承認にあつては建築主事に供覧の上、開発指導課長の決裁を受けた後、又は、建築主事による仮使用承認にあつては、建築主事の決裁の後、仮使用承認台帳を整理の上、仮使用の承認をしない旨の通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(審査)

第5条 申請書についての審査は、棟単位を原則とし、次に定める書類審査及び現場審査を行うこと。

(1) 書類審査

申請に係る部分について別表に掲げる審査項目について法の規定及び消防法(昭和23年法律第186号)の規定にそれぞれ適合しているか否か審査するものとする。ただし、用途規模等により別表に定めるもの以外の規定の適用が必要と認められる場合には、当該規定を適用するものとし、別表に定めるものと同程度以上の効果があると認められる措置が講じられる場合には、その措置も認めるものとする。

申請に係る部分とそれ以外の部分とは、原則として次の方法で防火上有効に区画させるものとする。

ア 耐火建築物にあつては、耐火構造の壁若しくは床又は常時閉鎖式の特定防火設備

イ 耐火建築物以外の建築物にあつては、耐火構造若しくは防火構造（下地不燃）の壁又は常時閉鎖式の特定防火設備若しくは防火設備

工事計画に応じて、工事に使用する火気、資材等の管理の方法、防火管理の体制等が適切に計画されていること

## (2) 現場審査

書類審査後、現地において申請に係る計画が現況に即し、適切か否かを判定するものとする。

（消防機関等への事前協議）

第 6 条 仮使用承認申請にあたり、申請者に事前に消防本部と協議させ、消防上支障のないもののみ申請するよう指導し、仮使用承認にあつては、消防、防火上支障がないか消防本部に照会又は合議等により確認の上、承認すること。

2 旅館業法、医療法等の適用をうける建築物については、建築主等に仮使用承認申請に当たり、事前に保健所等に仮使用できるか協議させ、仮使用できるもののみ申請させるよう指導し、仮使用承認にあつては、保健所に照会又は合議等により確認の上、承認すること。

（仮使用部分を追加する場合の措置）

第 7 条 当初の仮使用承認を変更して仮使用部分を追加する場合、仮使用部分追加申請書（様式第 4 号）に規則第 4 条の 16 の表の（い）項及び（は）項に掲げる図書（令第 147 条の 2 に規定する建築物の場合は（い）項に掲げる図書並びに規則 11 条の 2 第 1 項の表に掲げる工事計画書（様式第 5 号）及び安全計画書とし、規則第 4 条の 16 の表の（い）項に掲げる図書にあつては追加を申請する仮使用部分に係るものに、その他の図書にあつては仮使用部分の追加により変更することとなるものにそれぞれ限る。）を添えて建築主事を経由して特定行政庁に提出させるものとする。

2 当初の仮使用申請時に仮使用部分の追加申請を予定している場合は、仮使用承認申請書の備考欄にその旨を記入させるとともに、可能な限り建築物全体について安全上、防火上及び避難上支障がないかどうかをあらかじめ確認するなど、仮使用部分の追加を迅速に行うことができるよう配慮するものとする。

3 仮使用部分の追加の承認の通知は仮使用部分追加通知書（様式第 6 号）によるものとする。

(仮使用承認後の指導)

第 8 条 仮使用を承認した建築物については、仮使用期間中、随時立ち入り指導を行い、安全上、防火上、避難上、支障のないよう努めること。

2 仮使用承認を受けた建築主が当該通知を受けた後、承認に係る建築物若しくは部分を承認に係る計画と異なる状況で使用し、若しくは使用させている場合、又は不承認の通知を受けた建築主が不承認に係る建築物を使用し、若しくは使用させている場合においては、当該使用承認の取消し、使用禁止等の処分を行うこと。

(その他)

第 9 条 仮使用承認による工事中の使用計画は、設計者、工事監理者のみでなく、申請者、工事施工者、利用者が十分守れる計画とすることが必要であり、関係者に十分協議させ、仮使用承認に当たっては、必要に応じ、事情聴取を行うこと。

2 法第 87 条の 2、法第 88 条の規定により法第 7 条の 6 の規定の準用を受ける建築設備及び工作物の申請については、消防機関等への協議に関するものを除き本要領を準用する。

3 法第 18 条第 13 項の規定による仮使用承認については、本要領を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

別表

	審 査 基 準	
	一 般 基 準 新築・増改築 部分の使用	
防火区画	令第112条の規定に適合していること	○ 竪穴区画 (1) 防火戸にシャッターを使用している場合の遮煙性能 (2) ダクトに使用されている防火ダンパーの温度
避難施設	令第23条、令第5章2節の各規定に適合し	令第123条、令第124条、令第125条第3項、第4項及び令第126条の規定
排煙設備	令第5章3節の規定に	審査対象より除く
非常用の照明装置	令第5章4節の規定に適合していること	廊下、階段その他の通路にバッテリー内蔵型の非常用の照明装置が設置されている場合、居室について
非常用の進入口	令第5章5節の各規定に適合していること	消防機関において消防活動上支障がないと認めるもの
内 装	令第5章の2の規定に	審査対象より除く
敷地内通路	令第128条の規定に適合していること	同 左
仮使用する建物の用途	法第48条の規定に適合し、かつ、令第137条の9の2に規定する同号間の用	
消防設備	消防法上適法に設置され維持されていること	
防火管理	消防法第8条の規定に基づく消防計画が作成され、火災予防条例による	
施工計画	工事工程が安全、防火及び避難に重大な影響を与えることのないよう計	

- (注) 1 仮使用部分は、原則として、2方向避難を確保すること。  
 2 工程計画を十分検討させ、仮使用期間を短縮させること。  
 3 仮使用中は監視員を配置させる等仮使用部分、工事中の部分の監視を強めること。  
 4 工事関係者と利用者の動線はできるだけ分離すること。  
 5 夜間工事は行わないこと。

様式第1号（第2条関係）

安 全 計 画 書				Ⅲ・基本的な施工計画		
Ⅰ・工事計画概要				1. 工事施工手順の概要（概念図）		
1. 工事名称						
2. 工事場所						
3. 工事種別						
4. 建物概要	イ 用途		ロ 構造			
	ハ 高さ	・軒の高さ				・最高の高さ
	ニ 階数	地上	階・地下	階・塔屋	階	
	ホ 建築面積		m <sup>2</sup>	ヘ 延べ面積		m <sup>2</sup>
5. 昇降機・建築設備又は工作物の概要				2. 工事区画の位置及び構造	別添図面に（工事区画の位置は朱線で）表示	
				3. 工事工程	別添工事工程表に表示	
Ⅱ・仮使用承認申請部分				4. 工事用資材等の搬出入及びその管理方法		
1. 仮使用部分	別添図面に黄緑色で標示					
2. 用途		3. 申請面積	概ね			m <sup>2</sup>
(注意)						

IV・工事により機能の確保に支障を生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替え措置等

	種類	箇所	工事期間及び時間	代替措置の概要	管理の方法
1. 避 難 施 設 等	イ 廊下その他の通路 ロ 直通階段等 ハ 地下道等 ニ スプリンクラー設備等 ホ 排煙設備 ヘ 非常用照明装置 ト 非常用の昇降機 チ 防火区画				
2. そ の 他 の 安 全 施 設	イ 消防用設備 (1に含まれるものを除く) ロ 非常用の進入口 ハ その他				

V・出火危険防止			
	種類	集積又は設置方法	管理の方法
1 火 気 使 用			
2 危 険 物 等	イ 危険物		
	ロ 可燃性工事用資材		
3 機 械 器 具			



VI 防 火 管 理 体 制	1. 火災予防対策	2. 災害発生時の対策及び自衛消防組織
	イ 工事部分の対策及び組織	
	ロ 仮使用部分の対策及び組織	
	3. 使用部分と工事部分の相互の連絡体制	
	4. 教育訓練の実施状況	

第2号様式 仮使用承認台帳

受付年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号		
建築主氏名			手数料
建築主住所			
敷地の位置	山口市		
建築物用途			
制限条項	第 条 項 号	仮使用用途	
工事種別	新築 建替等 ( 増築 改築 用途変更等 )		
確認年月日及び番号	年 月 日 第 号		
工事期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
仮使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
承認年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号		
受領年月日及び印	平成 年 月 日		印
完了届提出日	平成 年 月 日		
検査済証交付	平成 年 月 日 第 号		
備考			

受付年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号		
建築主氏名			手数料
建築主住所			
敷地の位置	山口市		
建築物用途			
制限条項	第 条 項 号	仮使用用途	
工事種別	新築 建替等 ( 増築 改築 用途変更等 )		
確認年月日及び番号	年 月 日 第 号		
工事期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
仮使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
承認年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号		
受領年月日及び印	平成 年 月 日		印
完了届提出日	平成 年 月 日		
検査済証交付	平成 年 月 日 第 号		
備考			

様式第3号（第4条関係）

建築基準法第7条の6第1項の規定に基づく  
仮使用の承認をしない旨の通知書

第 号  
年 月 日

申請者 様

山口市長又は  
山口市建築主事 印

年 月 日付けで申請のあった別添の仮使用承認申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により建築基準法第7条の6第1項の規定に基づく仮使用の承認をしないこととしましたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に山口市建築審査会に対して審査請求をすることができます。

記

（理由）

仮使用部分追加申請書

年 月 日

山口市長 様

申請者住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号をもって行われた建築基準法第7条の  
6第1項第1号の規定による仮使用の承認について、下記のとおり仮使用部分の追  
加を行いたく、申請します。

記

1. 敷地の地名地番又は設置する建築物の所在地
2. 建築物の名称
3. 追加する仮使用部分

様式第5号（第7条関係）

安 全 計 画 書					Ⅲ・基本的な施工計画	
Ⅰ・工事計画概要					1. 工事施工手順の概要（概念図）	
1. 工事名称						
2. 工事場所						
3. 工事種別						
4. 建物概要	イ 用途		ロ 構造			
	ハ 高さ	・軒の高さ		・最高の高さ		
	ニ 階数	地上	階・地下	階・塔屋	階	
	ホ 建築面積		㎡	ハ 延べ面積		㎡
5. 昇降機・建築設備又は工作物の概要					2. 工事区画の位置及び構造	別添図面に（工事区画の位置は朱線で）表示
					3. 工事工程	別添工事工程表に表示
Ⅱ・仮使用承認申請部分					4. 工事用資材等の搬出入及びその管理方法	
1. 仮使用部分	別添図面に黄緑色で標示					
2. 用途		3. 申請面積	概ね	㎡		
(注意)						

IV・工事により機能の確保に支障を生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替え措置等					
	種類	箇所	工事期間及び時間	代替措置の概要	管理の方法
1. 避 難 施 設 等	イ 廊下その他の通路 ロ 直通階段等 ハ 地下道等 ニ スプリンクラー設備等 ホ 排煙設備 ヘ 非常用照明装置 ト 非常用の昇降機 チ 防火区画				
2. そ の 他 の 安 全 施 設	イ 消防用設備 (1に含まれるものを除く)  ロ 非常用の進入口  ハ その他				

V・出火危険防止						
	種類	数量	使用、設置場所	持込期間及び時間	集積又は設置方法	管理の方法
1 火 気 使 用						
2 危 険 物 等	イ 危険物					
	ロ 可燃性工事用資材					
3 機 械 器 具						

VI 防 火 管 理 体 制	1. 火災予防対策	2. 災害発生時の対策及び自衛消防組織
	イ 工事部分の対策及び組織	
	ロ 仮使用部分の対策及び組織	
	3. 使用部分と工事部分の相互の連絡体制	
4. 教育訓練の実施状況		



仮使用部分追加通知書

第 号  
年 月 日

様

山口市長

印

年 月 日付け 第 号をもって行った建築基準法第7条の6  
第1項第1号の規定による仮使用の承認について、下記のとおり仮使用部分を追加したので、  
通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 敷地の地名地番又は設置する建築物の所在地
3. 建築物の名称
4. 追加する仮使用部分

（条件）

（注意）この通知書は、大切に保存してください。